－沼津市水道部からのお願い－

家屋等の解体工事を請け負った解体事業者の皆さまへ

沼津市では、**解体工事（建替含む）に水道を使用する場合、<u>工事用水道メーターへ切り換える</u>**ことを、市給水装置設置施工指針に定めています

※解体工事着工前に、必ず、沼津市指定給水装置工事事業者（以下、給水工事店という。）に、切り換え工事を依頼してください。

【給水工事店一覧】

QRコードから一覧表にアクセスし、「給水工事店」をお選びください

【注意事項】

◎給水工事店に、**<u>切り換え工事費用・施工時期</u>**について、ご相談ください。

◎施主さまとご相談のうえ、解体時に使用した分の水道料金を市にお支払いください。

◎水道メーターを紛失・破損した場合、メーター代金を弁償していただきます。

沼津市水道部水道サービス課
（市役所北側水道部庁舎1階）
☏055－934－4856

Proud NUMAZU